

件名	職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例等の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律（平成 16 年 6 月 9 日公布、平成 16 年 8 月 1 日施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正 任期付採用について現行の専門的知識経験等を前提としたもののほか、一般的な業務に従事する場合にも拡大 週 32 時間以下の任期付短時間勤務職員制度を創設 規定する事項</p> <p>(1) 任期付採用の拡大 ア 一定の期間内に業務の終了が見込まれる場合 イ 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる場合 ウ 終期性のある業務に任期の定めのない職員を充て、その見合いにおいて恒久的な業務に任期付職員を充てる場合</p> <p>(2) 任期付短時間勤務職員制度の創設 ア (1)ア、イに加え住民に直接提供するサービスの提供時間を延長させる場合等 イ 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を業務に従事させる場合等</p> <p>(3) 任期 原則 3 年以内（最長 5 年）。任期の更新には職員の同意が必要</p> <p>(4) 給料 任期の定めのない職員と同じ給料表を適用するが、昇給の規定は適用しない。</p> <p>職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正 任期付短時間勤務職員制度を導入することに伴う改正 規定する事項</p> <p>(1) 1 週間の勤務時間 32 時間までの範囲内で任命権者が定める。</p> <p>(2) 年次有給休暇 勤務時間等を考慮し 1 年を通じて 20 日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数</p> <p>(3) 週休日 土、日に加え、月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けることができる。</p> <p>(4) 勤務時間の割振り 1 週間ごとの期間において割り振る。</p> <p>職員の給与に関する条例、職員の特殊勤務手当に関する条例、教育職員の給与に関する条例、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例及び愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 任期付短時間勤務職員の給与の減額ほか、修学部分休業又は高齢者部分休業の承認を受けた技能労務職員・企業職員の給与の減額等について規定する。</p>	
施行日	平成 17 年 4 月 1 日